

令和 2 年 第 11 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年10月23日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年10月23日（金） 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（19名）

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員（0名）

○ 議事日程

議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第67号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
議案第68号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
議案第69号 現況証明について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	井上 幸代

○ 閉会

午後 3 時 4 6 分

午後3時00分 開会

局長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和2年第11回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

先週の金曜日、駒ヶ根市の土地改の方々と意見交換会を行いました。その中出てきました内容は、やはり農業委員会と同じような内容のことで土地改のほうでも悩んでおられるという話を聞きました。組織は違いますが同じことを検討課題としているということを知りましたので、土地改とも協力して駒ヶ根市の農業の発展のために尽くしていかなければいけないなというふうに感じました。

私も2期目で、突然の会長で、いろいろ勉強することばかりでありますけれども、今後もよろしく願いいたします。

また、今日は、この後、認定農業者の会の皆さんとの意見交換会も控えておりますので、拙い司会ではありますが、会議の進行のほうへの御協力をお願いいたします。

以上です。

局長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、これから会議前の一言と農業委員会憲章朗読でございますが、その前に、こちら、大沼委員さんのほうからまた頂いております。どうもありがとうございました。それでは、3番の堀敏委員、お願いいたします。

3番

(堀 敏君)

それでは、会議の前の一言ということで挨拶をお願いします。

私、農業委員になりまして2期目、今年で4年生というところでございます。会議前の私の一言は今回で3回目になります。第1回目は、調べましたら平成30年の5月に順番が参りまして述べさせていただきました。内容は、サクランボ栽培について私見を述べさせていただきました。サクランボの日本最大の生産県が山形県で、70%のシェアを持っているということでございます。その山形県の中でも最大の生産地が東根市という町で、駒ヶ根市と東根市は、くしくも市の名前に「根」がつくということで共通項があり、そのほかでも気温の寒暖差が大きい、それから冬期の気温が低い等、サクランボ栽培には重要な条件

が共通しております。駒ヶ根もサクランボ栽培に適しているというようにお話をさせていただきました。第2回目は、今年の5月に、新型コロナウイルスや台風、あるいは地震などによる自然災害がここ数年間非常に多くなってきたと、また、五十年に一度、あるいは百年に一度の大災害というような言葉が頻繁に言われるようになっておりまして、非常に危機感を持っているというような旨を述べさせていただきました。

さて、今回ですが、やはり農業に携わる立場上、農業と自然環境の相関関係にどうしても思いは至ってしまいます。今年は、春先は比較的順調な季節のスタートだったと思います。ところが、6月と7月になりまして、梅雨の長雨と非常に多雨——雨が多い多雨ですね、にたたられ、それに日照不足が加わって、露地野菜等は大方不作というような結果でした。8月になりますと、今度は雨が全く降らないというような状態になりまして、秋冬野菜の作況が非常に懸念されると、こんなふうな今年だったのではないかなあとと思います。これから2か月あまりでいろいろあった令和2年も終わりますが、コロナも含めて、何とかこれ以上の災難が来ないことを祈るばかりであります。

以上、私の一言でした。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章の朗読に入ります。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和2年10月1日付、告示第12号をもって招集した令和2年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において5番 塚澤務委員、6番 田村晴男委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

町2区、[REDACTED]の東1筆 532 m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は申請地への住宅建築及び移住を計画していたが、同居予定であった両親がもともとの住まいである[REDACTED]での余生を希望したこと、自身についても健康上の不安が生じたことから申請地への転居を断念した、承継計画は借家住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件について御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第64号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の西1筆 370 m²になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は健康上の理由等で耕作できず、自身の親も高齢で耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続いて2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

上赤須区、上赤須[REDACTED]の南1筆1,456㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、現在、譲渡人より借りて耕作している農地に自身の子どもの住宅を建築予定のため、その場所に代わり耕作する農地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じつるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

続きまして地元委員の補足説明に入ります。

2 番 (塩木 操君)

1番です。

この件につきましては、譲渡人のほうはこの理由のとおりでございますが、譲受人の木戸先にこの土地が当たります。今までも譲受人はこの土地を借りて耕作をしており、特にここを譲渡しても問題がないというふうに判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番については、私のほうから説明いたします。

2番につきましては、地図を見ていただきまして、黒く塗りつぶした横に2区画ありますが、その一番向かって右側の区画、[REDACTED]さんの家から向かって左になりますが、ここは前回の農業委員会で農振除外の申請地域として議題に上った土地です。この土地を息子さんの住宅にするということで、第5条によって買い取って息子さんの住宅にするということで、ここで作っていた作物が作れなくなるということで今回の申請になっております。農地にそのまま野菜をつくるということですので、問題ないと判断しております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 65 号について原案どおり可決することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 66 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計 5 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側を御覧ください。
5-1 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXX の北東 1 筆 2,050 m²になります。
5 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、資材置場。
理由でございますが、借受人は事業の拡大を計画しているが現有施設のみでは資材置場が不足するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。
続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。
5-2 で表示した場所になります。
小町屋区、XXXXXXXXXX の北西 2 筆 409 m²になります。
5 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、借受人は借家住まいであるが子どもの成長とともに狭く不便になってきたことから住宅の新築を計画し当地を使用したい、貸付人は

息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの東1筆725㎡になります。

斜線部分でございますが、こちらのほうが譲受人の既存敷地となっており、これまでも農地転用を幾度かしてきておりますが、既に譲受人の敷地として整備済みであります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の駐車場。

理由でございますが、譲受人は建設工事業を営んでいるが、経営規模拡大のため事業用駐車場が不足することから駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は、自宅から遠い農地であること、また自身の年齢等も考慮し農業の縮小を検討したことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。

補足説明ですが、農業振興地域内の農用地区域外の農地とは、農業振興地域内に位置する農地ではありますが農用地の区域の外に位置する農地であり、これらの農地は、いわゆる農振地域内の農地ではないことから、農振除外の手續等は不要な農地となっております。農振地域とは、農業振興地域内に位置し、かつ農用地区域に内にも位置する地域となりますので、御承知おきください。

農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

この不許可の例外の非代替性ですが、ほかに代わるべき場所がない場合につきましては許可し得るという不許可の例外の1つになりますので御承知おきください。

続きまして4番となりますが、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの東1筆532㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の新築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は県外より移住する計画であったが自身の健康上の問題や家族の事情により計画を断念したため譲受人の要請に応じるとい

うものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5番となりますが、場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

東伊那区、[]の西2筆236㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが、妻と子は子の通学等の事情により妻の実家に同居しており、妻の実家に家族全員での同居はスペース的に困難であることから住宅の新築を計画し当地を使用したい、貸付人は高齢となり耕作が困難になってきたことから娘夫婦である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上5件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (西村 功君)

5-1ですが、申請地につきましては、図面の左側がいわゆる[]というところで、それから、手前が[]の東側のグラウンドになります。

それで、申請地につきましては、そこにありますように[]さんが資材置場ということで使いたいということ。それから、貸付人のほうは、土地の所有者については[]さんの農地であるという、そういう関係になります。

それで、そこにありますように、目的等は説明があつたとおりですが、転用目的につきましては会社の取締役会のほうで承認、決定をして進めておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

10番 (春日 知也君)

2番です。

10月の9日に赤羽委員と2人で現場確認をいたしました。

まず、事情のほうなのですけれども、貸付人の方は[]からちょっと

下りたところにある[]さんを営んでいらっしゃいまして、御自分の持っている畑でソバの栽培などをしていらっしゃいました。その畑の一部を使って、息子さん夫婦、[]に住んでいらっしゃるんですが、子どもも2歳になってきてそろそろ手狭になってきたからということで、[]に戻ってきて貸付人の土地にまた新たに家を建てたいという事情です。

立地基準としては、もう第3種ということになっておりまして、あと一般基準的になんですけど、地図のほうを見ていただきますと、まず北側が[]、西側が個人住宅、南側も実際はもう住宅になっておりまして、三方が住宅に囲まれています。

東側、黒いところの横に細長く白くなっているんですが、見た目はそこまで含めて1枚の畑地になっていて、貸付人がそこを含めて耕作していらっしゃいました。黒い土地に今度の家が建ちまして、残された右側の白い部分については引き続き耕作をしていただけるということを貸付人に確認しております。

以上です。

11番 (代田 和美君)

3番ですが、前も[]さんのところはいろいろと土地の購入をしてきたわけですけど、規模拡大のために駐車場が要ということで、先日、堀さんと現場確認をしましたが、問題ないと思います。

続いて4番なんですけど、土地を購入してからずっと放置されていたものから、御近所のおうちでも何とかしてほしいという状態になっていたのので、今度、うちが建てるつつうことで、かえって喜んでくれるくらいのところですので、これも問題ないと思います。

21番 (白川 眞武君)

5番の説明です。

10月の4日に村上委員さん、滝沢委員さんと3名で現地を確認しました。

ここの土地ですけれども、周囲はもう集落に囲まれているというところなんです。

それで、[]さんっていう方が[]さんの娘さんになります。既に、もう娘さんと子どもさん2人は[]さんの御自宅のほうに住まわれておって、子どもさんたちもう既に学校のほうに通学しているという状況です。それで、旦那さんはアパートに一人暮らしと、ちょっとかわいそうな状況なんですけど、そんな感じであります。

集落があるということで、上水・下水道も接続可能であるということと、既に常会のほうへお話してあるということですので、周囲との話合いもできているという状況にありますので、特に問題ないというふうに判断いたしております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)
1 番なんですけど、地目のところが台帳は山林で現況は畑になっているんですけど、実際、畑で耕作をしているんでしょうか。

9 番 (西村 功君)
そういう経過の中で、農業委員会の中では農地扱いになっています。しばらくは畑の耕作がないということで、自己管理といいますか、そういう状況です。
事務局のほうで状況の説明をお願いします。

主 査 (出口 大悟君)
今、西村委員さんがおっしゃったとおりでして、現在は自己保全管理ということでこちらのほうでも把握しておりますが、扱いとしては、現況主義ということで、登記地目が農地以外のものであった場合でも現況が農地であったものにつきましては農地法の適用を受ける農地という判断をいたしますので、今回の所はそういったようなところかなと考えております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいでしょうか。

1 番 (村上 英登君)
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますでしょうか。

9 番 (西村 功君)
3 番の駐車場 27 台というような予定ですが、どんな内容が分かればお願いしたいと思います。

1 1 番 (代田 和美君)
すみません。今ちょっと手元に来た書類を調べているんですけど、これ、許可を取りに来たときの場所とちょっと違うんですけど、よろしいんでしょうか。先ほどの■■■■さんの申請の土地の隣だったんですけど、こちらへ持ってきた書類は。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
事務局、どうですか。

主 査 (出口 大悟君)
こちらに頂いている資料は、全て今回の図面のところで、農業委員さんの意見書に記載されている地番もこの図面の地番かなと思います。

1 1 番 (代田 和美君)
はい。分かりました。地番がちょっと違っただけですかね。
駐車場の利用としては、従業員用 10 台、作業車として普通車 4 台、大型トラック 8 台、来客用 5 台を入れる予定のようです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
西村委員、よろしいですか。

9 番 (西村 功君)
はい。

3 番 (堀 敏君)
今、代田委員、具体的な数字で説明いたしましたけど、私が聞いた話ですと、これ、資材置場に大型トラックが出入りするということで、こういった広い道路際でないと大型トラックの出入りができないというような意味で、ちょうど今、黒塗りの部分、ここを駐車場にしたいというような話を聞いております。
以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
代田委員、現地確認をした、この図でいうと [REDACTED] さんのもうちょっと、向かって左側のところを見に行ったということですか。

1 1 番 (代田 和美君)
そうです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
今……

1 1 番 (代田 和美君)
多分これ、書類を見ますと、持ってきた方の説明がちょっと違っておったようです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
現地確認は……

1 1 番 (代田 和美君)
場所的には問題ないです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
現地確認はどこをされたんですか。

1 1 番 (代田 和美君)
どっちも、周りを全部見えていますので、問題ないです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
じゃあ問題ないですね。

1 1 番 (代田 和美君)
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
ほかに御意見等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
質疑なしと認めます。
議案第 66 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 67 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
議案書の 9 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 2 年の 10 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、10 年が 1 件、833 m²でございます。
貸手が 1、借手が農業開発公社のため 1 になります。
10 ページが利用権設定する 1 筆の明細となっております。1 名の土地所有者が長野県農業開発公社に 1 筆を貸し付けるということになっております。
以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、11 ページにあります利用配分計画にある担い手に記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。
以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

9 番 (西村 功君)
公告年月日、10 月 31 日は土曜日ですよね。

主 査 (井上 幸代君)
はい。

- 9 番 (西村 功君)
これでいいということですね。
- 主 査 (井上 幸代君)
定例で1日から始期——始期というか、利用期間が始まるので、その前の月末を公告年月日として公告を出しています。
- 9 番 (西村 功君)
今回は、あれですか、11月1日が日曜日だから前日と、そういう意味ではなくて？
- 主 査 (井上 幸代君)
ではなくて、いつも月初めで……
- 9 番 (西村 功君)
1日の発効じゃないんです？
- 主 査 (井上 幸代君)
1日発効にするので……
- 9 番 (西村 功君)
するために公告日は前日……
- 主 査 (井上 幸代君)
公告を前日にしています。前日という日付で出しています。
- 9 番 (西村 功君)
ああ、そういうこと。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいでしょうか。
- 9 番 (西村 功君)
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
- 1 番 (村上 英登君)
期間終期ですけど、一番下の⑮、⑮のところ「R17年12月31日以降」ってなっていますが、それで、一番下のほうを見ると⑮が「15年・20年とする。」って書いてあるんですけど、これはどういうことですか。
- 主 査 (井上 幸代君)
すみません。実際にはないものですから、なかなか。15年20年についてはこちらの欄を使わせていただきます。15というのは15年で、令和17年というものも15年の期間なんですけれど、あと15年20年という長期のものについては、こちらの15の欄に記載するという予定で、ここにそういうふうに入れてあります。

1 番 (村上 英登君)
もちろん、それ以降っていうのは、そういうことで……

主 査 (井上 幸代君)
そうですね。含めてというふうで……

1 番 (村上 英登君)
ここなんですね。

主 査 (井上 幸代君)
実際には、欄を作っても、なかなか件数がないもんですから、ここに入る。
今のところ、まとめて表示させてあります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

1 番 (村上 英登君)
はいっていうか、これって最長が 10 年……

主 査 (井上 幸代君)
ではないです。

1 番 (村上 英登君)
じゃないんですね。

主 査 (井上 幸代君)
ええ。実際には 15 年 20 年と設定はできます。

1 番 (村上 英登君)
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
結局、この⑮のところ、15 年借りるっていった場合は、実際ここに出てくるときは、これ以降は取れるってということで理解していいですか。

主 査 (井上 幸代君)
そうですね。分かりやすく表示したいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに御質問等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、ほかには質疑なしと認めまして、議案第 67 号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

議案第 68 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 （大野 秀悟君）

そうしましたら、議案書の 12 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、10 月 6 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 2 年の 10 月 30 日。

田んぼが 3,752 ㎡、合計が 3,752 ㎡でございます。

売手が 1、買手が 1 でございます。

13 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

長野県農業開発公社から中沢の■■■■さんが買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期ですけれども、それぞれ令和 2 年の 11 月 16 日ということで、対価につきましては 459 万 9,500 円であります。

取得後の利用目的につきましては、水稻の予定でございます。

売買の対象地につきましては、14 ページの議案第 68 号で表示した場所になりますけれども、■■■■ということになります。

以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

この件につきまして農地あっせん審査会会長の米山委員より説明をお願いいたします。

25 番 （米山 茂寿君）

内容につきましては、今、事務局で説明があったとおりで、特に問題等はありませんでした。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第 68 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 68 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 69 号 現況証明について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
そうしましたら、議案書 15 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 16 ページ、現況証明-1 で表示した場所になります。
地区につきましては、上穂町区、XXXXXXXXXX の南東 1 筆 165 m²になります。
15 ページにお戻りください。
施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。
経過説明でございますが、昭和 47 年以前から宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳等で昭和 26 年から昭和 41 年にかけて当地に住宅等を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。
現在は建物が取り壊されておりまして更地となっておりますが、昭和 47 年以前から宅地として使用してきたことを確認できておりますので、御報告いたします。
以上です。
御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いいたします。

15 番 (倉田 益式君)
21 日に副担当の中嶋委員と 2 人で現地確認をしてまいりました。
今、事務局のほうから説明がありましたとおり、道側の少しが宅地ということで、平米数で大体 50 m²くらいかなあというふうに思います。上のXXXXXXXXXXとの縦位置と大体同じ程度の位置関係になります。
それから、この図の中で左側に位置するのが今御説明ありました 165 m²で、本来は、この議案に載っていないべきものと思うんですけども、建築確認等の処理が進む中で、台帳が畑ということで、宅地ではない部分に家を建てるとということが判明しました。それで、今、事務局のほうから説明がありましたように昭和 26 年から宅地ということで、現在の農地法の施行前ということで、

問題ないということが1つと、それから、今回の165㎡の中に、この地図では西側になるんですが、畑地、野菜栽培されている部分も含まれます。それにつきましては、農業委員会のほうから渡されましたガイドブックの中にありますとおり家庭菜園程度というみなしができるということで、宅地扱いで問題ないということで、現地確認、それからいろいろな状況を確認しましたとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第69号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第69号 現況証明については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和2年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時46分 閉会